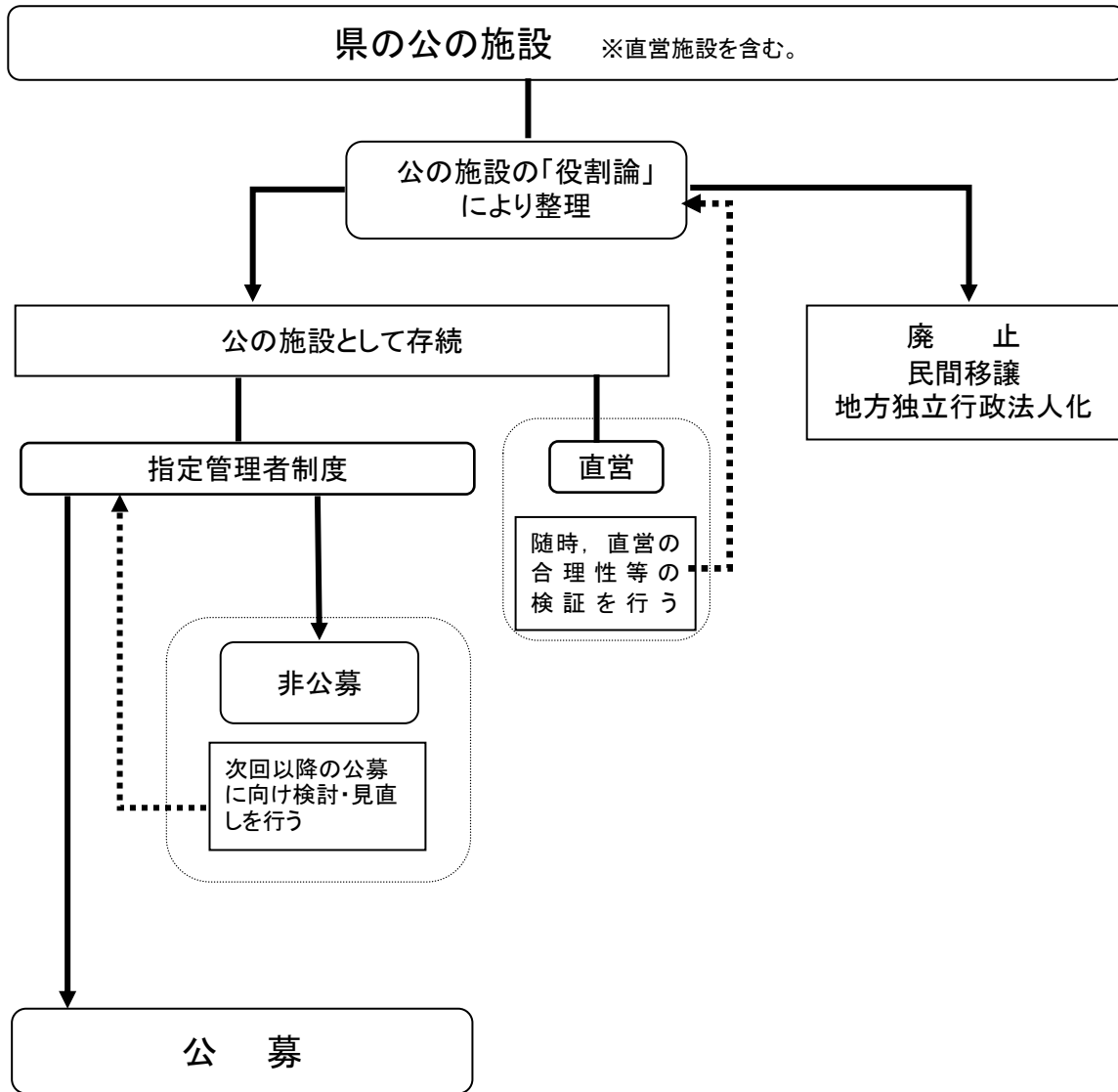


別紙1 「具体的な募集方法」



公の施設の区分

募集区分		理由
指定管理者制度	公募	民間事業者等のノウハウの導入により効果的、効率的な管理運営が期待できるもの
	非公募	○ 県民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、安定的で確実な管理運営が求められるもの
		○ 県政の推進上、調査研究の継続性、学術的成果や高度な専門的知識等の蓄積・活用が必要なもの
		○ 隣接施設との一体的な管理運営や密接な連携等によって効率的、効果的な管理運営が図られるもの
	○ 指定管理者の取消し等により、新たな指定管理者を緊急に指定する必要があるもの など	
直営	○ 法令に定めがあるもの	
	○ 施設の安定面、安全面から行政の直接運営が必要なもの	
	○ 施設の機能や事業を通じ、高度な政策的施策展開を行っているもの	